公益社団法人 世田谷法人会

事務局パソコン（4 台）入替に係る委託業務の公募について

公益社団法人世田谷法人会では、事務局のパソコン 4 台の入替に伴う購入から初期設定サポート、及びその後の保守業務を受託していただける会員を下記の通り、募集いたします。

記

1. 募集概要

（1）対象機器：デスクトップパソコン本体 4 台

（キーボード、モニター、マウス等の接続機器は現行のものを使用するため不要。ただし、ソフトウェア費用など、パソコンに付随して必要なものは本見積に含めて提案のこと）。

（2）必須要件：Windows11 以上（CPU、メモリ、ストレージ等のスペックは同 OS のシステム要件を満たすこと）、また現行のパソコン周辺接続機器（複合機、サーバ、キーボード、デュアルモニター、マウス等）と接続可能なもの。

（3）導入・入替完了時期：最長で令和 8 年 9 月末日までの間（入替のタイミングについては令和 8 年 4 月以降で双方調整の上、決定）

（4）初期設定要件：インターネット接続、複合機やサーバとの接続設定、メーラー等のアプリケーション等のソフト移行作業、Microsoft Office（ソフトウェアパッケージのインストール、またはダウンロード版利用）の初期利用設定等（現行パソコンで使用している状態でそのまま使用できる環境設定が必須）。

（5）保守サポート要件：保守サポート期間はパソコン本体の保証期間に準ずる期間として初期設定完了から 5 年間とします。

※保守サポート（パソコンのトラブル時対応含む）の内容と、それにかかる月額費用を別途ご提示ください。

（6）選定基準：価格、パソコン性能、初期導入サポート、保守サポート等の内容を総合的に判断して令和 8 年 1 月末日までに委託先を選定します。

（7）受付期間：令和 8 年 1 月 20 日(火)　午後 5 時必着

（8）提出先：当会事務局へメール（文書添付）、郵送、または持参

〒154-0023　東京都世田谷区若林 1-15-10　世田谷電設会館 3 階

電話：03-3410-1425

2. 参加資格要件

本件公募に参加を希望する方は、次に掲げる要件の全てを満たす方であることを要する。

（1）公益社団法人世田谷法人会の会員であること。

（2）会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。

（3）「公益社団法人」という法人格について理解し、本件の主旨を十分に理解した上で委託業務を実施できること。

（4）本委託業務と同種の業務を実施した事業を有し、業務を遂行できる能力を有していること。

（5）緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。
（6）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（7）公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
（8）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
　ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
　ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
　エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
　オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
　カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
　キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
（9）共同提案の場合
　ア 代表（幹事者）を定めること。
　イ すべての構成員が、上記 1.（1）～（9）の要件を満たすこと。

3. 契約金額
（1）見積書は任意書式とし、原則として、本公募で委託が確定した委託先からの見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）をもって契約金額とする。
（2）契約金額は、原則、納品、ならびにサービス提供日の翌月末日までに当該金額を支払うものとする。

4. 応募に際しての留意事項
（1）提出書類の作成及び提出に係る費用は、本件公募参加側の負担とします。
（2）本件公募に関して、事務局を訪問の上、現行の機器接続状況等について直接ご確認いただくことは可能です（要事前予約）。
（3）上述（2）の場合、契約可否問わず、契約後に必要となる機密保持契約書を締結させていただきます。
（4）提出された見積書、提案資料等の付随書類は返却いたしません。
（5）一度提出した見積書の差し替え、及び再提出には応じません。受付期間内であっても同様とします。

【お申込み・お問い合わせ】公益社団法人世田谷法人会事務局
〒154-0023　東京都世田谷区若林 1-15-10　世田谷電設会館 3 階
TEL：03-3410-1425　FAX：03-3421-4226　e-mail：info@setagaya.or.jp